

盛岡市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果の報告を次のとおり公表する。

令和 6 年11月27日

盛岡市監査委員	菊 田 隆
同	高 橋 宏 弥
同	瀬 川 光 夫
同	八木橋 美 紀

第 1 準拠基準

盛岡市監査基準

第 2 監査の種類

地方自治法第 199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

第 3 監査の対象

1 対象部局等

財政部、市民部、農林部、会計課及び公平委員会事務局

2 対象範囲

令和 5 年度の事務の執行及び経営に係る事業の管理に関すること。

なお、必要があると認める場合は、令和 6 年度又は令和 4 年度以前も対象とした。

第 4 監査の着眼点

施設修繕契約事務、委託契約事務及び指定管理者による管理運営事務並びに補助金交付事務を重点項目としたほか、各監査対象機関におけるリスクを抽出し、事務の執行及び経営に関する事業の管理が、法令等に基づき適正に行われているかについて、合規性及び正確性に加え、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点に着眼して実施した。

第 5 監査の主な実施内容

実施通知に基づき提出された監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、通常実施すべき監査手続によりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

監査の期間 令和6年7月18日～同年11月27日

監査対象機関	実地監査期日及び場所
<p>【財政部】 財政課、岩手県競馬組合経営改善対策事務局、契約検査課（工事指導検査室を含む。）</p>	<p>令和6年9月17日から同年9月19日まで 本庁舎5階監査室</p>
<p>資産経営課、市民税課、資産税課、納税課</p>	<p>令和6年10月3日から同年10月9日まで 本庁舎5階監査室</p>
<p>【市民部】 市民協働推進課、男女共同参画推進室、くらしの安全課、市民登録課、健康保険課、医療助成年金課</p>	<p>令和6年9月2日から同年9月11日まで 本庁舎5階監査室</p>
<p>青山支所、築川支所</p>	<p>令和6年9月10日 青山支所及び築川支所</p>
<p>都南総合支所</p>	<p>令和6年9月12日から同年9月13日まで 都南分庁舎4階大会議室南</p>
<p>【農林部】 農政課（食と農の連携推進室を含む。）、林政課</p>	<p>令和6年9月30日から同年10月2日まで 若園町分庁舎5階 502会議室</p>
<p>中央卸売市場業務課</p>	<p>令和6年10月10日 中央卸売市場</p>
<p>【会計課】</p>	<p>令和6年10月3日から同年10月9日まで 本庁舎5階監査室</p>
<p>【公平委員会事務局】</p>	<p>令和6年9月17日から同年9月19日まで 本庁舎5階監査室</p>

第7 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

I 財政部

財政課

【指摘事項】

- 1 「盛岡市財務会計、文書管理システムセキュリティ対策強化業務委託」の見積徴取に当たり、件名を誤り無効とすべき委任状を有効として取り扱っていたことから、適正な事務の執行を求める。

市民税課

【指摘事項】

- 1 領収証書綴による標識弁償金の払込みに当たり、納付書総括表の確認欄に上席の出納員等が確認印を押印していなかったことから、適正な事務の執行を求める。

資産税課

【指摘事項】

- 1 評価基礎図作成・保守及び地籍図加除業務委託の契約締結に当たり、実施伺い時点の仕様書について、必要な手続きを経ずに変更していたことから、適正な事務の執行を求める。
- 2 認定長期優良住宅に対する固定資産税減免に当たり、添付が必要な所管行政庁からの認定の通知書写しが添付されていない減額申告書を受理し、減免を行っていた事例が見られたことから、適正な事務の執行を求める。

納税課

【指摘事項】

- 1 令和5年度盛岡市納税推進センター運營業務委託において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 仕様書に定められた業務日の変更に係る指示について、記録に残していないもの
 - (2) 日曜日の業務日の振替について、別の日曜日への振替を指示していないもの

II 市民部

健康保険課

【指摘事項】

- 1 国民健康保険療養費の支給に当たり、支給額の算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

都南総合支所

【指摘事項】

- 1 私用電気料の徴収に当たり、使用者の実費相当額の電気料金の算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 領収証書綴による収入金の払込みに当たり、取扱者が照合確認し、納付書総括表の確認欄に確認印を押印している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

III 農林部

中央卸売市場業務課

【指摘事項】

- 1 中央卸売市場施設管理業務委託において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。なお、前回の定期監査においても、承諾を得ていない者に業務の一部を請け負わせている事例が見られ指摘したものである。
 - (1) 承諾を得ていない者に飲料水検査を請け負わせているもの
 - (2) 消防用設備点検（2回目）の点検結果報告書が提出されないまま完了検査を実施しているもの